

## 世田谷区本庁舎等整備 入札参加資格（たたき台）

## 【単体とするか、JVとするか】

分類	参加者に 求めたいこと	具体的な基準等	判断材料 (提出様式等)
単体/JV (出資比率)	長期間にわたる 工期において確 実に工事を遂行 できる体制であ ること	<p>・<u>単体、JVいずれでも可</u>とする。</p> <p>【JVの場合の構成員数及び出資比率の条件】</p> <p>①JV構成員数 <u>3者以内</u></p> <p>②最低出資比率 <u>2者JV：30%以上、</u> <u>3者JV：20%以上</u> (国土交通省「共同企業体運用準則」による)</p> <p>③業種 2者JV：第1順位、第2順位いずれも「建 築工事」とする。 3者JV：第1順位、第2順位はいずれも「建 築工事」とし、<u>第3順位は「建築 工事」、「電気工事」、「空調工事か つ給排水衛生工事」のいずれかと</u> する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者調書</li> <li>建設共同企業体協定書</li> </ul>

## 【単体 又は JVの代表構成員（第1順位）の条件】

分類	参加者に 求めたいこと	具体的な基準等	判断材料 (提出様式等)
1 【組織】 施工実績	本工事の実施に 必要な技術力と 経験を、組織と して有している こと	<p><u>以下の独立した3つの実績要件を求める。</u> 実績はすべて元請（JVの場合は代表構成員） として受注し、過去10年以内に竣工したもの を対象とする。</p> <p>①【庁舎実績】：「10,000㎡×庁舎」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国及び地方公共団体の庁舎の施工経験を有す ることを求める。 (町村役場は8,000㎡以下、区市庁舎は10,000 ㎡以上に事例が集中)</li> <li>庁舎特有の機能・仕様（窓口、防災等）を理 解していることを求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績申告書、実績調書</li> <li>根拠資料（コリンズ、契約書、図面、引渡し完了書類、等）</li> </ul>

分類	参加者に 求めたいこと	具体的な基準等	判断材料 (提出様式等)
		<p>②【免震実績】：「10,000 m<sup>2</sup>×免震構造」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免震構造である建物の施工経験を求める。</li> </ul> <p>③【ホール実績】：「500 席以上の段床客席をもつ多目的ホールの新築・改修工事实績」＋ 「音響、照明、舞台設備を持つ」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物用途として特有の機能・仕様を有するホールの新築・改修工事实績があるか。</li> </ul> <p>(耐震改修経験や構造知識は施工者としての前提条件と考える)</p> <p>※庁舎実績、免震実績、ホール実績ともに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的に施工に従事したことを求めるため、元請・代表構成員での経験とする。</li> <li>・近年の技術や社会情勢などを踏まえた経験を求めるため、過去 10 年内の竣工実績とする。</li> </ul>	
2 格付・ 経審 評定値	長期間にわたる 工期において確 実に工事を遂行 できる技術力、 経営安定性、健 全性があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子調達サービスにおいて「<b>建築工事</b>」Aの格付を有すること</li> <li>・経営事項審査の建築工事業に係る総合評定値が1,600点以上であること</li> </ul>	電子調達サービス で確認
3 建設業法 の許可	建設業法の許可 を有しているこ と	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事業の特定建設業許可を受けていること</li> </ul>	電子調達サービス で確認
4 世田谷区 入札参加 資格	入札参加資格を 有していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電子自治体共同運営電子調達サービスで世田谷区の入札参加資格を有していること</li> </ul>	電子調達サービス で確認
5 経営不振	経営不振の状態 にないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと</li> </ul>	
6 反社会勢 力	反社会勢力との 関係がないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世田谷区から現に世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと</li> </ul>	

分類	参加者に 求めたいこと	具体的な基準等	判断材料 (提出様式等)
7 指名停止 措置	指名停止措置を受けていないこと	・世田谷区から現に指名停止措置を受けていないこと	
8 技術者の 配置可否	保有資格等の要件を満たす技術者を配置することが可能であること	・建築業法の規定に従い、当該工事現場に監理技術者又は主任技術者を適正に配置できること	・技術者調書 等

【JVの第2順位、第3順位構成員の条件】

分類	参加者に 求めたいこと	具体的な基準等	判断材料 (提出様式等)
1 【組織】 施工実績	※要検討。		
2 格付・ 経審 評定値	長期間にわたる工期において確実に工事を遂行できる技術力、経営安定性、健全性があること	<b>【第2順位】</b> (2者JV、3者JV共通) ・電子調達サービスにおいて「 <b>建築工事</b> 」Aの格付を有すること ・経営事項審査の建築工事業に係る総合評定値が <b>1,300点以上</b> であること	電子調達サービスで確認
		<b>【第3順位】</b> 以下のいずれかの条件を満たすこと ①建築 ・電子調達サービスにおいて「 <b>建築工事</b> 」Aの格付を有すること ・経営事項審査の建築工事業に係る総合評定値が <b>1,000点以上</b> であること ②電気設備 ・電子調達サービスにおいて「 <b>電気工事</b> 」Aの格付を有すること ・経営事項審査の電気工事業に係る総合評定値が <b>1,000点以上</b> であること ③空調設備・給排水衛生設備 ・電子調達サービスにおいて「 <b>空調工事</b> 」Aかつ「 <b>給排水衛生工事</b> 」Aの格付を有すること ・経営事項審査の管工事業に係る総合評定値が <b>1,000点以上</b> であること	

分類	参加者に 求めたいこと	具体的な基準等	判断材料 (提出様式等)
3 建設業法 の許可	建設業法の許可 を有しているこ と	<p>【第2順位】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事業の特定建設業許可を受けていること</li> </ul> <hr/> <p>【第3順位】</p> <p>以下のいずれかの条件を満たすこと</p> <p>①建築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事業の特定建設業許可を受けていること</li> </ul> <p>②電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気工事業の特定建設業許可を受けていること</li> </ul> <p>③空調設備・給排水衛生設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管工事業の特定建設業許可を受けていること</li> </ul>	電子調達サービス で確認
4～8	4～8は代表構成員（第1順位）と同じ。		